

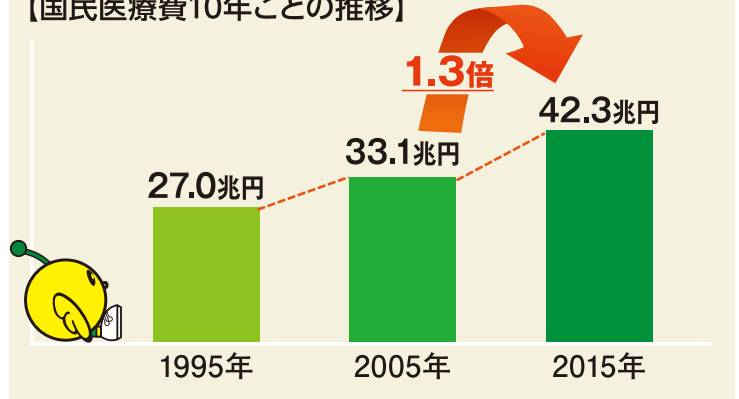
平成30年4月から



国民健康保険制度が変わります

この10年で、
70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に、
国民医療費は **1.3倍** になりました。
団塊の世代が全員75歳以上になる
2025年には、国民医療費の総額は
61.8兆円 になる見込みです。

【国民医療費10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え
都道府県も国民健康保険の運営を担うこととなります

●平成30年3月まで

市町村が個別に運営

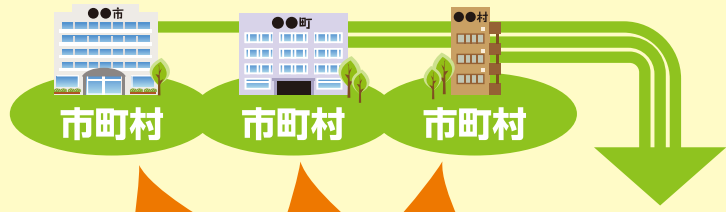


※市町村は保険料を賦課・徴収し、それぞれの市町村の保険給付の費用に充てています。

●平成30年4月から

都道府県と市町村が協力して運営

●各市町村は加入者から保険料を集め、都道府県に納付します。



●都道府県は市町村の納付金や公費を財源にして、保険給付に必要な費用の全額を各市町村に支払います。

都道府県

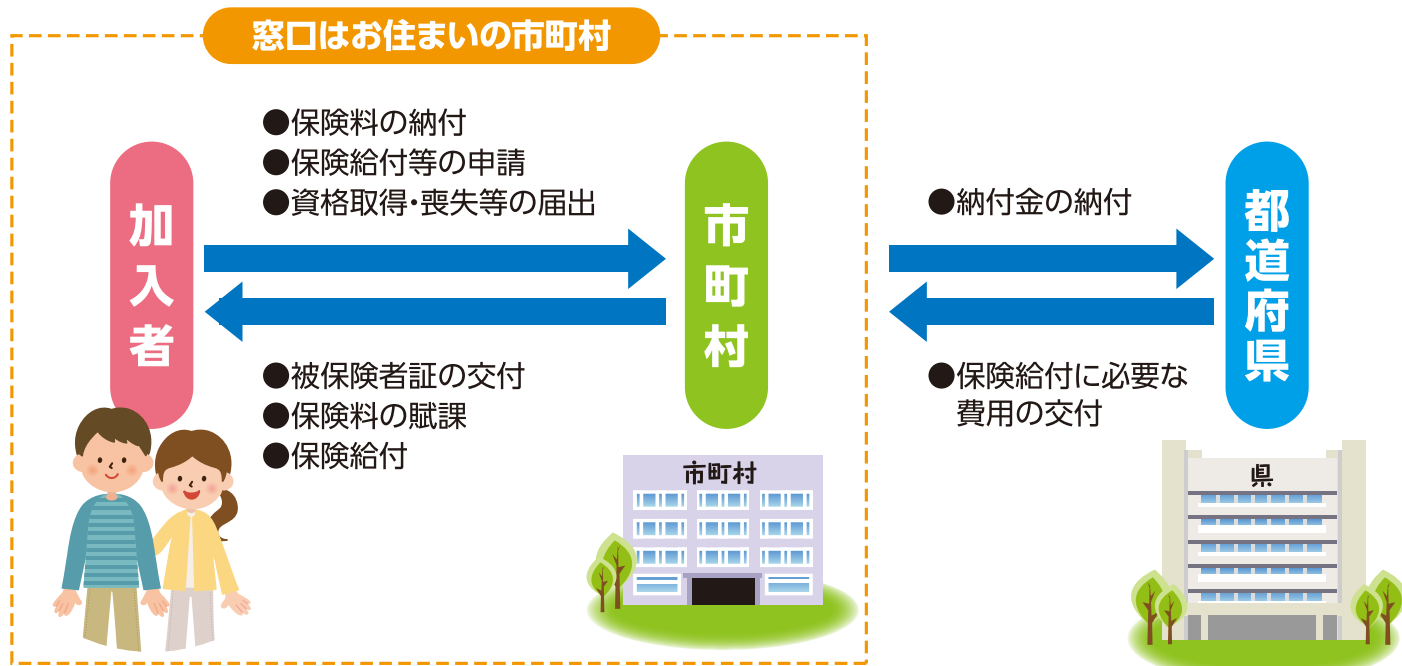
運営方針の策定
(県内の統一の方針)

【制度改革の背景】

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

わたしたち加入者にはどんな影響があるの？

国民健康保険の財政運営の仕組みは変わりますが、**医療の受け方は変わりません。**
また、**被保険者証の交付**や**保険料の納付先**、**保険給付の申請**、**各種届出の窓口**は、**これまでどおりお住まいの市町村**で行います。



【平成30年4月から変わること】

● 被保険者証の様式が変わります

平成30年度の更新から、新しい被保険者証には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

● 資格の取得・喪失は都道府県単位になります

同じ都道府県内であれば、他の市町村に引っ越した場合でも、加入者の資格は継続します。ただし、資格は継続しますが、被保険者証は転居後の市町村で改めて交付します。

● 高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

同じ都道府県内であれば、他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の多数回該当*が通算されます。

※多数回該当とは、過去12か月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。



わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です。

厚生労働省・福島県・市町村

